

指定放課後等デイサービス 重要事項説明書

指定放課後等デイサービス「Fc Bombo Junior」当事業所は岐阜県の指定を受けています。

(岐阜県指定第2153100322号)

重 要 事 項 説 明 書

(令和7年 5月 1日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社 サーバント		
法人種別	株式会社		
法人所在地	岐阜県可児市川合2793-24 サーバントビル		
電話番号	0574-60-3260		
代表者氏名	代表取締役 千住 敏晃		
法人の沿革・特色	平成25年9月 放課後等デイサービス 虹の橋開設 平成26年4月 放課後等デイサービス 虹色キラリ開設 平成26年8月 放課後等デイサービス 虹色スケッチ開設 平成27年3月 放課後等デイサービス 虹色S K Y開設 〃 4月 短期入所 虹色ハウス開設 平成27年5月 児童発達支援 虹色パーク開設 平成27年6月 放課後等デイサービス 虹の郷開設 平成27年10月 放課後等デイサービス 虹色D A Y S開設 平成29年4月 放課後等デイサービス サーバントホース開設 平成31年2月 放課後等デイサービス キッズランド虹開設 〃 放課後等デイサービス 虹のみらい開設(R4年1月廃止) 〃 放課後等デイサービス 虹の森開設 平成31年4月 放課後等デイサービス 虹の丘開設 令和 2年7月 放課後等デイサービス 虹色ぽけっと開設 令和 2年7月 障害児相談支援事業 相談支援トライアングル開設 令和 4年4月 放課後等デイサービス 虹色Y E L L開設 (令和7年5月移転及び事業所名変更 Fc Bombo Junior) 令和 4年8月 特定相談支援事業所 相談支援トライアングル開設 令和 5年4月 放課後等デイサービス 虹色M A X開設 令和 5年4月 就労移行支援 さくらサーバントカレッジ開設 令和 5年4月 自立訓練(生活訓練) S A K U R A可児自立センター開設 (令和7年3月 廃止) 令和 6年4月 共同生活援助 G Hセブンカラー開設 令和 6年4月 就労継続支援(B型) さくらサーバントb-team 開設 令和 7年5月 放課後等デイサービス 虹色DAYS第二単位(通称虹色YELL)		
法人が所有する 営業所の種類・数	指定障害児通所支援 15事業所 指定障害福祉サービス事業所 4事業所 指定障害児相談支援事業 1事業所 指定特定相談支援事業所 1事業所		

2 事業所の概要

事業の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービス Fc Bombo Junior
事業所の所在地	岐阜県可児市川合129-1

事業所の電話番号	０５７４－６０－３２６０（サーバント本社）
事業所番号	２１５３１００３２２（令和４年４月１日指定）
事業所開設年月日	令和７年５月１日
事業所の延床面積	１２４．２１ ㎡
利用定員	１０名
主たる障害種別	重症心身障害児以外
主たる対象者	特定なし
営業日、営業時間	①平日 ９：００～１８：００ ②土曜日、長期休業日、平日学校休業日 ９：００～１８：００ ※定休日は、日曜日・月曜日・祝日及び当社休日カレンダーで指定 （イベント、行事等で開所日になる場合有）
サービス提供時間	送迎時間を除く（①１４：００～１７：３０ ②１０：００～１６：００）
サービス提供地域	可児市・美濃加茂市・多治見市・土岐市・御嵩町・白川町・坂祝町・富加町・川辺町・関市・七宗町・八百津町・犬山市・下呂市・瑞浪市 全域
事業の目的及び運営方針	１、利用児童及び保護者の意向、利用児童の特性、その他の事情を踏まえた放課後等デイサービス個別支援計画を作成し、これに基づき利用児童に対して指定放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することと、その他の措置を講ずることにより利用児童に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。 ２、利用児童の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるように努める。 ３、事業の実地にあたっては、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める内容の他、その他関係法令などを遵守する。
自己評価の実施状況	毎年１回以上実施
第三者評価の実施状況	今後、実施予定
職員への研修の実施状況	年１回以上の実施予定

３ 事業所の職員体制

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者兼 児童発達支援管理責任者	１名	０名	１名	・強度行動障害支援者実践研修終了
保育士又は児童指導員 若しくは、 心理指導担当職員	１名以上	０名以上	３名以上	・教諭 ・強度行動障害支援者養成研修修了
その他従業者	０人	０人	０人	

4 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者 児童発達支援管理責任者	勤務時間帯 9:00～18:00 休憩1時間（1週40時間労働）
保育士又は児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者、心理指導担当職員（常勤）	勤務時間帯 9:00～18:00 休憩1時間（1週40時間労働）
保育士又は児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者、心理指導職員（非常勤）	勤務時間帯 10:00～18:00 休憩は勤務時間に応じる。 9:00～18:00 の間4時間～6時間 12:00～19:00 休憩1時間（1週30時間労働）
その他従業者	勤務時間帯 12:00～19:00 休憩1時間（1週30時間労働）

5 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備 考
発達支援室	1室	70.41㎡
事務室	1室	17.08㎡
相談室	1室	12.53㎡

6 サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

日常動作訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った日常生活における基本的な動作の指導を行います。
集団生活適応訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行います。
レクリエーション	集団ゲーム等のレクリエーションを実施します。
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。
必要な介助	排泄介助のほか、デイサービスでの活動をおこなうときに必要な介助をご利用者のご希望及び心身の状況に応じて行います。
医療・福祉・生活等のご相談	ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。

②主な行事について

月	行事	月	行事
4月	オリエンテーション	10月	秋の遠足
5月	交通安全教室	11月	温泉入浴体験
6月	ミナレク運動	12月	クリスマス会
7月	プール開き	1月	サーバント冬まつり
8月	サーバント夏祭り	2月	スキー研修・雪遊び
9月	避難訓練	3月	避難訓練

7 利用料金

サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

＜基本サービス単位数表（1日当たり）＞

利用料（サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（7級地；（可児市））の1単位単価（10,18円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています。（1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。）

＜障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額＞

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各区市町村から代理受領するものとします。（※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの区市町村窓口までお問合せください。）

＜障害児通所給付費支給対象サービスに係る料金と利用児童負担額について＞

区市町村が定める利用児童負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。詳細は別表をご参照ください。

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり区市町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

事業所がとっている体制により、下表の加算が追加されます。（主な加算給付費）

②利用者自己負担によるサービスについて

サービスの種類	内容
文具費・ユニフォーム	実費
事業所外活動にかかる交通費	実費
体験学習費	実費
弁 当 代	実費

このほか、利用者の事情により、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、負担させることが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

③欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

8 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月の20日までに請求しますので、口座引き落としを当月27日までにご入金をお願いします。支払いは、原則として口座引き落としにてお願いします。

9 利用者の記録及び情報の管理等

① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。

② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

10 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する政治活動、布教活動、販売活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 原則、貴重品はお持込にならないようにお願いします。

11 感染症について

感染症については、学校保健安全法を準用し、利用希望の際に感染症のおそれがある場合は、必ず事業所へご連絡ください。(必要に応じて、証明する医師の診断書をご用意いただく場合があります)。また、利用児童が所属する学級、学年、学校等が学級閉鎖や休校した場合、本人がノロウイルス等の症状が出た場合においては、その都度施設へ利用可能かどうかお問い合わせください。

【学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条による主な感染症】

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなす。
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、A 型肝炎、B 型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

1 2 緊急時の対応方法

利用者の状態急変時には、速やかに医療機関への連絡を行います。

【主治医】

医療機関名	
診療科	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

1 3 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	医療法人梶の木会 梶の木内科医院
所在地	〒509-0201 可児市川合2340-1
電話番号	TEL 0574-60-3222

1 4 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火責任者	千住敏晃
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	・消火器 ・誘導灯

1 5 虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

①虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	千住敏晃
-------------	------

②苦情解決の体制を整備しています。

③従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

16 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	千住敏晃
電話番号	0574-66-2202
受付時間	営業日 午前9時～午後18時

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	可児市役所 障害福祉課	電話番号	0574-62-1111
〃	美濃加茂市役所 障害福祉課	電話番号	0574-25-2111
〃	多治見市役所 障害福祉課	電話番号	0572-22-1111
〃	土岐市役所 福祉課	電話番号	0572-54-1111
〃	御嵩町役場 福祉課	電話番号	0574-67-2111
〃	白川町役場 保健福祉課	電話番号	0574-72-1311
〃	坂祝町役場 福祉課	電話番号	0574-26-7111
〃	富加町役場 福祉保健課	電話番号	0574-54-2111
〃	川辺町役場 住民課	電話番号	0574-53-2511
〃	関市役所 福祉政策課	電話番号	0575-22-3131
〃	八百津町役場 健康福祉課	電話番号	0574-43-2111
〃	犬山市役所 福祉課	電話番号	0568-61-1800
〃	下呂市役所 福祉課	電話番号	0576-52-2882
〃	瑞浪市役所 障害福祉課	電話番号	0572-68-2113
受付時間	受付時間 午前8時30分～午後17時 (土・日・祝日、年末年始は休業)		

また、岐阜県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会事務局」においても市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	岐阜県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	058-278-5136
受付時間	午前8時30分～午後12時、午後13時～午後17時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

17 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、都道府県、区市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- (2) 損害保険の種類 超ビジネス保険（事業活動包括保険）
- (3) 損害保険の概要 事業活動賠償責任補償 1事故5億円（対人対物共通）財物損害、休業損失、賠償責任に対する保険

放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

(所在地) 岐阜県可児市川合2793-24 サーバントビル

(事業者名) 株式会社 サーバント

(代表者名) 代表取締役 千住 敏晃 印

(事業所名) 放課後等デイサービス Fc Bombo Junior

(説明者) 役職

氏名

印

私は本書面により、これから利用する放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者

(住所)

(氏名) 印

(続柄)

利用児童

(住所) 同 上

(氏名)